

総会

配布：一般

2018年1月25日

第72会期

議事日程議題19 (g)

2017年12月20日に総会により採択された決議

[第二委員会の報告書に基づく (A/72/420/Add.7)]

72/222. 持続可能な開発のための2030アジェンダの枠組における持続可能な開発のための教育

総会は、

2015年12月22日の総会決議70/209および国際連合持続可能な開発のための教育10年に関するその他の従前の諸決議を想起し、

その中で総会が、包括的で、遠大なまた人々中心の一連の普遍的でまた変形力のある持続可能な開発目標と具体的目標、2030年までにこの目標の完全実施のために精力的に活動することに対するその公約、極貧を含む、そのあらゆる形態および次元の貧困を削減することは、最大の世界的な課題でありまた持続可能な開発にとって不可欠な要件であるというその認識、均整のとれたまた統合されたやり方でその三つの次元（経済、社会および環境）における持続可能な開発を達成すること並びにミレニアム開発目標の達成を踏まえることに対するその公約、およびその未完了の事業に対処することを求めることを採択した、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と表題のついた、2015年9月25日の総会決議70/1を再確認し、

全ての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進するために持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて為された公約もまた再確認し、

全ての学習者が、持続可能な開発と持続可能な生活様式のための教育、人権、ジェンダー平等、平和の文化と非暴力の促進、国際性と文化の多様性と持続可能な開発に対する文化の貢献の評価を通じたものを含めて、持続可能な開発を促進するために必要な知識と技能を身に付けることを確実にするための持続可能な開発のための 2030 アジェンダにおいて為された公約を更に再確認し、

持続可能な開発のための 2030 アジェンダと不可分の一体であり、それを支援しまた補完し、具体的な政策と行動で具体的目標の実施の手段を状況に当てはめるのを助け、そして資金調達の課題に対処するその強い政治的公約とグローバル・パートナーシップの精神と連帯で持続可能な開発のためのあらゆるレベルでの可能な環境を創り出すことを再確認する第三回開発資金国際会議のアジス・アベバ行動目標に関する 2015 年 7 月 27 日の総会決議 69/313 を再確認し、

極度の貧困で生活している子ども、障がいのある子ども、移民と難民の子どもおよび紛争下や紛争後の状況にある者が到達することを必要とする、全ての女兒と男児への質の高い教育を提供することまた全ての者にとっての安全で、非暴力の、包括的また効果的な教育環境を提供することについての持続可能な開発を実現するための重要性を認め、そして全ての子どもたちに、教育のためのグローバル・パートナーシップなどの、自発的活動の規模を拡大しまた強化することを通して、そして子供に、障がいに、またジェンダーに敏感である教育施設を改善することや国際協力を通じたものを含めて、開発途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国における適任の教師の割合を増すことにより、完全に無料な、平等な、包括的なそして質の高い幼児期早期の、初等のおよび中等の教育を与えるために投資と国際協力の規模を拡大することの重要性を認識し、

知識共有と共同作業を強化するのに役立つための国の持続可能な開発戦略の不可分の要素として科学に、科学技術のそして技術革新の戦略を採用することの重要性そして科学、科学技術、工学技術および数学教育における投資の規模を拡大すること専門的な、職業上や第三次の教育、遠隔教育や訓練を強化することまた女性と女兒に対する平等なアクセスを確保することとそこへの女性と女兒の参加を奨励することの重要性もまた認め、

ミレニアム開発目標、アジェンダ 21¹、持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画（ヨハ

¹ 環境と開発に関する国際連合会議報告書、リオデジャネイロ、1992 年 6 月 3 日-14 日、第 I 巻、同会議により採択された諸決議（国際連合出版、Sales No. E.93.I.8 and corrigendum）、決議 1、添付文

ネスブルク実施計画)²、持続可能な開発に関する国際連合会議、2014年11月10日から12日まで、日本の愛知県名古屋市で開催された、日本政府と国際連合教育科学文化機関により催された、持続可能な開発のための教育に関する世界会議、2015年5月19日から22日まで、大韓民国の仁川で開催された、世界教育フォーラム2015、その第38回会期期間中に国際連合教育科学文化機関の総会により2015年11月4日に採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダと行動のための2030教育枠組の文脈におけるものを含めて、持続可能な開発を達成するための教育の重要性を更に認め、

国際連合教育科学文化機関の事務局長により準備された、持続可能な開発のための国際連合教育の10年、2005－2014、の再検討において含まれた主要な所見³、そこに示された課題および同10年の最大の可能性の実現のための勧告に留意し、

2014年以後の持続可能な開発のための国際連合教育の10年のフォローアップとしての持続可能な開発のための教育に関するグローバル行動計画⁴、持続可能な開発のための教育に関する世界会議で採択された、持続可能な開発のための教育に関するあいち・なごや宣言⁵、および世界教育フォーラム2015の仁川宣言⁶もまた留意し、

持続可能な開発のための教育に対する総合的な対処方法を促進することのまた知識の異なる部門を含む、持続可能な開発の三つの柱（経済的、社会的および環境上）の学際的な繋がり強化を奨励することの重要性を認識し、

特に、貧困の撲滅の、持続可能な消費と生産の、気候変動と闘うことの、災害に強い共同体を築くことの、そして平和の文化と非暴力を促進することの市民意識の促進と向上における持続可能な開発のための教育の役割もまた認識し、

誰も置き去りにしないという誓約をくり返し表明し、人の尊厳は、基本的であり、また目標と

書II。

² 持続可能な開発に関する世界首脳会議報告書、ヨハネスブルク、南アフリカ、2002年8月26日－9月4日（国際連合出版、Sales No. E.03.II.A.1 and corrigendum）、第I章、決議2、添付文書。

³ A/70/228。

⁴ A/69/76を参照。

⁵ A/70/288、添付文書。

⁶ 仁川宣言：教育2030：全ての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育と生涯学習に向けて。

具体的目標を見たいという願いが、全ての国家および国民並びに社会の全ての階層について満たされたという認識を再確認しそして最も遅れたものを最初に到達させるための努力を再び約束し、

どの国または人も置き去りにしないことを確保することそして最も遅れている者の包摂と参加を確保することによるものを含めて、最大の課題に対して私たちの努力を集中することを再び約束し、

全ての人に対する包摂的かつ公平で質の高い教育と生涯学習の機会を提供するための努力についての人道緊急事態期間中崩壊させられた教育サービスの影響について深く懸念し、そして幼児期早期を支援する、並びに変化のための強力な推進者としての高等教育サービスが、将来のために青年と女性の希望を維持することにより、青年と女性の極めて重要な集団をかばいそして保護し、包摂と非差別を助長しそして紛争後の諸国の復旧と再建のための促進の働きをするものとして行動する、紛争下と危機的状況における、第三の教育、技能訓練および職業上の教育を促進する必要性を認識し、

1. 持続可能な開発のための教育に関するグローバル行動計画⁴の枠組における持続可能な開発のための教育の概要を提供した、持続可能な開発のための教育の実施に関する国際連合教育科学文化機関の事務局長の報告書⁷に留意する。

2. 持続可能な開発のための教育に関するあいち・なごや宣言⁵において示されたように、また質の高い教育に関する持続可能な開発目標の不可欠な要素とその他の全ての持続可能な開発目標の主要な実現する要因として、持続可能な開発のための実施の極めて重要な手段として、持続可能な開発のための教育を再確認し、また質の高い教育と生涯教育における持続可能な開発のための教育の国際的認識の増加を歓迎する。

3. 国際社会に対し、全ての人々が、社会に十分に参加しそして持続可能な開発に貢献するための機会を利用するのに必要な知識と技能を身に付けることに役立つ生涯教育の機会へのアクセスを持つことができるように、全てのレベル（幼児期早期、初等、中等、第三次のまた技術および職業訓練を含む、遠隔教育）での包括的かつ公平で質の高い教育を提供することを求める。

⁷ A/70/288、添付文書。

4. 政府およびその他の関係する利害関係者に対し、2014 年以後の持続可能な開発のための国際連合教育の 10 年のフォローアップとしての持続可能な開発のための教育に関するグローバル行動計画⁴の実施を通して、持続可能な開発のための教育行動の規模を拡大することを奨励する。

5. 政府に対し、とりわけ、財政的資源の提供、関連する政策における持続可能な開発のための教育の包摂および政策立案者、機関の指導者と教育者の能力の開発を通じたもの、並びに調査と技術革新の強化、および良い実践の規模を拡大することを支援するために持続可能な開発のための教育についての監視と評価を通じたものを含めて、教育部門および適切な場合に、その他の関連部門に持続可能な開発のための教育を組織的に統合しそして制度化するための努力を増すことを奨励する。

6. 全ての諸国、政府間機関、国際連合システムの組織、関連する非政府組織およびその他の全ての関係する利害関係者に対し、持続可能な開発のための教育の最大の可能性の実現に向けた開発途上諸国の取組を支援することにおける国際協力を強化することを奨励する。

7. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの枠組のフォローアップにおいて持続可能な開発のための教育の貢献を、適切な場合に、審議しまたそれを再検討する⁸ことを続けることを決定する。

8. 教育のための国際連合専門機関としての、国際連合教育科学文化機関に対し、とりわけ、2030 アジェンダ・フォローアップと再検討過程に従って、持続可能な開発のための 2030 アジェンダにおける教育のための包括的な世界規模のマルチ・ステークホルダー協議および調整メカニズムとしての、持続可能な開発目標教育 2030 運営委員会を通して、教育 2030 アジェンダを主導しそして調整するその付託された役割を続けることを招請する。

9. 持続可能な開発のための教育担当の主導機関としての、国際連合教育科学文化機関に対し、諸政府、国際連合機関、基金および計画、非政府組織並びにその他の利害関係者と協力して、持続可能な開発のための教育に関するグローバル行動計画の実施に対して調整を提供し続けることを、そして持続可能な開発のための教育に対する適切な資源を確保することの重要性を唱道することを続けることをまた招請し、そして国際連合システムに対して、グローバル行動計画の実施にジェ

⁸ 決議 70/1。

ンダーの視点を十分に主流化するための取組を増すことを求める。

10. 国際連合の諸機関、とりわけ国際連合教育科学文化機関に対し、知識共有と基準設定、最善の慣行の交換、データ収集、調査および研究を通したものを含めて、持続可能な開発のための教育を促進する自らの国の能力を開発することにおいて、加盟国の要請に基づいて、加盟国に対し支援を提供しそして援助し続けることを招請する。

11. 国際連合教育科学文化機関およびその他の関連する国際連合機関に対し、加盟国と協議して、持続可能な開発のための教育の達成に向けた進展を、評価することを続けることを招請する。

12. 全ての諸国、関連する政府間機関、国際連合システムの組織、関連する非政府組織およびその他の全ての関連する利害関係者に対し、国の、地域のそして国際的な開発政策の形成と国際的な協力手段において持続可能な開発の達成に対する教育の貢献に対し然るべき考慮を与えることを奨励する。

13. 国際連合システムの関連する組織に対し、自らの各々の職務権限と資源の範囲内で、本決議の実施において、誰も置き去りにしないこととどの国も置き去りにしないことを確保することを求める。

14. 事務総長に対し、その第 74 会期の総会に対して、本決議の実施に関する報告書を提出することを要請し、そして「持続可能な開発」と表題のついた議題、「持続可能な開発のための教育」と表題のついた部分項目の下で、総会の第 74 会期の暫定議事日程に含めることを決定する。

第 74 回本会議

2017 年 12 月 20 日